

『二本松市障がい者福祉計画』策定に係る

パブリック・コメント提出意見の要旨及び市の考え方について

No.	提出意見の要旨	市の考え方
1	<p>P 8 第 1 章 7 (1)⑦障害者差別解消法の施行</p> <p>「負担が重すぎない範囲で」について、語源を探ると不安が離れない。現実に関心。障害者差別解消法を重んずるのであれば、「常に前向きに処理する」という表現が安心でできる。</p>	<p>この表現は、障害者差別解消法第 7 条の「行政機関等は・・・その実施に伴う負担が過重でないときは・・・合理的な配慮をしなければならない。」との内容に基づいています。国等の法啓発用資料等では、「費用が過大になる場合に様々な方法を工夫する。」との表現があり、またご指摘の「前向きな」対応については、行政機関として当然の姿勢であると考えます。よって、法の説明ではありませんが、条文と趣旨に沿って、「<u>可能な限り</u>」の表現といたします。</p>
2	<p>P 4 1 第 4 章基本施策 2 保健・医療現状と課題</p> <p>リハビリテーションについて、作業療法士、理学療法士だけでなく、言語聴覚士も不足している。言語聴覚士も追記してほしい。</p>	<p>ご指摘のとおり追記します。</p>
3	<p>P 4 3 第 4 章基本施策 2 保健・医療施策 4 障がい児療育体制の充実</p> <p>発達障がい児支援事業の中にある、ペアレント・プログラムについて、発達障がい児の親だけでなく、幼稚園児や就学している子を持つ親にも対象を広げてほしい。</p>	<p>平成 3 0 年度より新規事業として実施するので、養育者支援の観点から専門家の指導の下実施する予定です。実施にあたっては、事前の準備の中で十分に内容を検討して進めることとなり、ご指摘の対象者についても、今後検討していくことといたします。</p>
4	<p>P 5 2 第 3 章基本施策 4 教育・育成現状と課題</p> <p>「教育環境の整備・・・がより求められて」について、教育、育成の一端として車いす利用障がい者の現状を見てもらい、交流の場、講話等の機会を設けてはどうか。ボランティアとして協力する考えがある。</p>	<p>P 5 3 第 4 章基本施策 4 施策 2 交流教育の充実に追記します。</p> <p>・障がいの理解</p> <p>障がいへの理解・認識を深めるため、教材の作成・発表やボランティア <u>体験、当事者との交流</u>の機会を設定します。</p>

No.	提出意見の要旨	市の考え方
5	<p>P104第6章3計画の評価・見直し PDC Aサイクルで計画の評価・見直しを行うということだが、具体的な目標値は計画素案の各所に示されているか。また、第4期障がい福祉計画にもPDC Aサイクルが示されているが、その結果が不明確である。</p>	<p>具体的な目標値につきましては、国の策定指針に基づき、P63からの第5章に整理し、お示しいたしました。</p> <p>第4期障がい福祉計画のPDC Aの結果につきましては、第5章の施策における「現状の分析と今後の課題」に整理いたしました。さらにその結果を踏まえ、新たな目標設定において必要な改善を行ったところであります。</p>
6	<p>計画全体について 障がい者は毎日が闘い。障がい者が平等を訴えると妥協という恐ろしい現実にあたる。(何度も経験している。) 障がい者福祉計画の任務遂行は、我が身に置き換えることで、その心がバリアフリーにつながると確信している。信念に基づき理解してほしい。障がい者福祉計画の全容を市職員全員に周知徹底することが肝要と考える。</p>	<p>策定した障がい者福祉計画については、決して所管する部署だけのものとせず、理念、施策について職員が共有するように努め、物心両面のバリアフリーを推進していきます。</p>